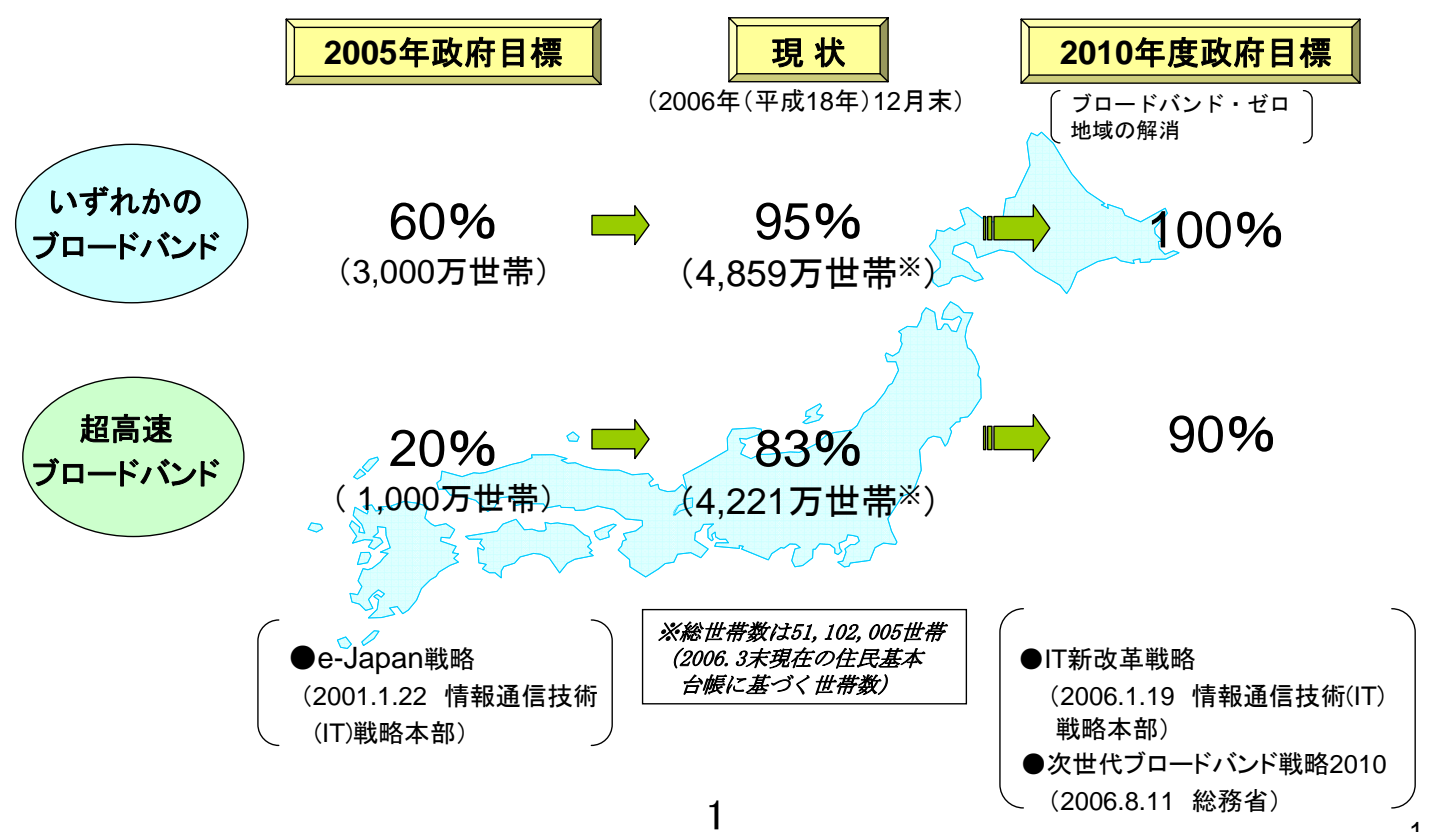




ブロードバンドの全国整備に向けた総務省の取組

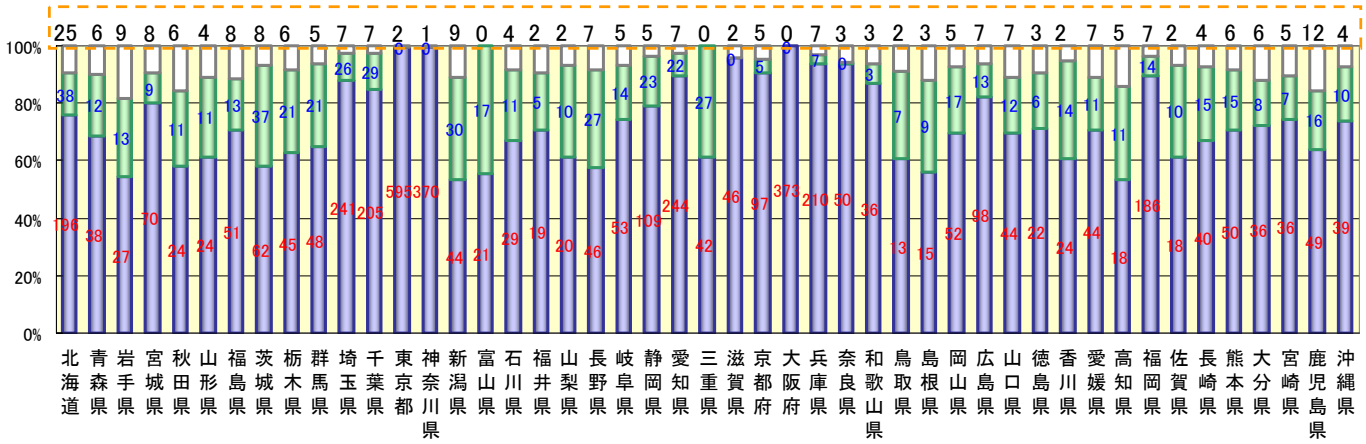
平成 1 9 年 6 月

サービスエリアの世帯カバー率



○ **ブロードバンド利用可能世帯数** 4,859万世帯（95%）

○ **ブロードバンド・ゼロ地域（空白部分）** 251万世帯（5%）



注 事業者情報、国勢調査データ等に基づき推計。
 なお、ADSLについては、サービスの提供地域内であっても、収容局からの距離が4kmを超える世帯については信号の減衰が大きく実用に適しないことから、「未提供」に含めてある。

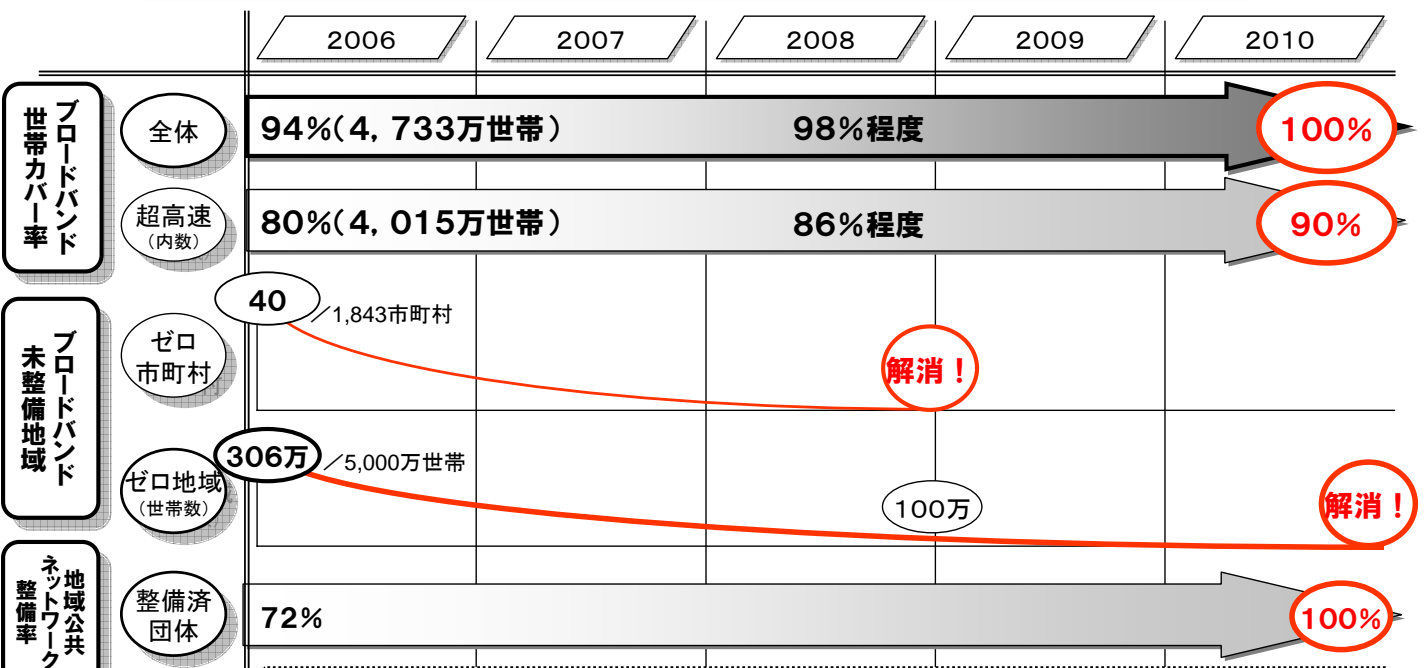
■ FTTHサービス(光ファイバ)が提供されている地域の世帯
 ■ FTTHサービスは未提供だが、ADSL、ケーブルインターネット等の何らかのブロードバンドサービスが提供されている地域の世帯
 □ ブロードバンド・ゼロ地域の世帯

次世代ブロードバンド戦略2010（整備目標）

整備目標

2010年度までに

- ① **ブロードバンド・ゼロ地域を解消する。**
 （その過程において、ブロードバンド・ゼロ市町村を2008年度までに解消する。）
- ② **超高速ブロードバンドの世帯カバー率を90%以上とする。**



注：2006年において記載されている世帯カバー率、ゼロ市町村数、ゼロ地域世帯数の数値は、平成18年3月31日現在のもの。
 2008年において記載されている世帯カバー率、ゼロ市町村数、ゼロ地域世帯数の数値は、いずれも現時点における目安であり目標ではない。

1. ブロードバンド整備における原則

- 民間主導原則と国による公正競争の確保・投資インセンティブの付与、技術中立性の確保
⇒ブロードバンド整備は、原則民間主導の下、国において適切な競争政策、投資インセンティブの付与を行うことにより促進

2. 条件不利地域等投資効率の悪い地域における整備

- (1) 関係者の連携と推進体制の構築によるロードマップに沿った整備
⇒条件不利地域等においては、事業者・国・都道府県・市町村・地域住民等の関係者が連携し、適切な役割を果たすことが必要
全国レベル及び地域レベルにおいて、関係者の協議の場・推進体制を積極的に設置し、ロードマップを作成
- (2) 地域のニーズ等に応じた多様な技術が利用できる環境の整備
⇒条件不利地域等においては、投資効率を勘案し、ニーズや実情に応じた適切な技術の利用環境整備を図る
- (3) 自治体光ファイバ網の開放等による効率的な整備の推進
⇒① 地方公共団体が自己設置する光ファイバ網の民間開放
② 無線によるワイヤレス・ブロードバンド技術等の導入を積極的に促進

3. 積極的な需要喚起・利活用の促進

ブロードバンドの効用や利活用方策をイベント等の機会を捉えて継続的に利用者に提示するなど、関係者は周知啓発活動やアプリケーション開発等による需要喚起や利活用の促進に積極的に取り組むことが望ましい。

